

徳島県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県条例第七号

徳島県税条例等の一部を改正する条例

(徳島県税条例の一部改正)

第一条 徳島県税条例(昭和二十五年徳島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第九条中「公示送達は、」を「公示送達は、公示事項(同条第二項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。)第一条の八第一項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」に、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を徳島県税局に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする」に改める。

第二十条の七第一項中「及び第三号に掲げる寄附金(同条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)並びに」を「から第四号までに掲げる寄附金及び」に、「公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第二条第一項」を「公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)第六条若しくは附則第四条第一項」に、「若しくは教育委員会の許可を受けた」を「の認可を受けた同法第二条第一項第一号に規定する」に改める。

第二十条の二十七第三項中「地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。)」を「施行規則」に改める。

(徳島県税条例の一部改正)

第二条 徳島県税条例の一部を改正する条例(平成十九年徳島県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「を除く」を「及び公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)附則第四条第一項に規定する移行認可を受けたものを除く」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定 令和八年四月一日

二 第一条中徳島県税条例第九条及び第二十条の二十七第三項の改正規定並びに次項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号）附則第一条第十二号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

（公示送達に関する経過措置）

2 第一条の規定による改正後の徳島県税条例（以下「新条例」という。）第九条の規定は、前項第二号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（個人の県民税に関する経過措置）

3 所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項の規定の適用がある場合における新条例第二十条の七第一項の規定の適用については、同項中「寄附金及び」とあるのは「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）以下「令和六年所得税法等改正法」という。）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和六年所得税法等改正法第一条の規定による改正前の所得税法第七十八条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」と、「公益信託に対するもの」とあるのは「公益信託に対するもの（令和六年所得税法等改正法附則第三条第一項に規定する特定公益信託のうち、公益信託に関する法律による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第二条第一項の規定により知事又は教育委員会の許可を受けたものの信託財産とするために支出した金銭を含む。）」とする。